

# かわべ

議会だより



天龍コンポジット(株)訪問(1月18日)



区長さんとの懇談(1月25日)

KAWAIBE



平成24年2月16日

第130号

- 23年第3回臨時会 ..... 2
- 23年第4回定例会 ..... 2
- 議会日誌 ..... 3
- 一般質問 5人の議員が質問 ..... 4
- 編集後記 ..... 12

# 23年第3回臨時会 (11月28日開催)

本臨時会では、予算案件2件と条例案件1件の計3件を審議し、いずれも原案のとおり承認、可決しました。

## 予算案件

### ▲一般会計補正予算

(専決第3号)

主な内容は  
台風15号により町道神坂線の路肩が崩壊したため、測量などの設計委託料を計上しました。  
(歳出額の調整により予算総額の増減はなし)  
(全員賛成で可決)

### ▲一般会計補正予算

(専決第4号)

1145万円を増額し、総額を4億6010万円としました。  
主な内容は  
台風15号に伴う災害復旧事業とともに、町単独事業として実施する林道修繕工事、河川修繕工事費を計上しました。  
(全員賛成で可決)

## 条例案件

### ▲川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

#### 人事院勧告に準拠して

本町の一般職職員の給与改定を行うものです。  
(全員賛成で可決)

# 23年第4回定例会 (12月7日~16日)

本定例会では、条例案件3件、予算案件5件の計8件を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。

## 条例案件

### ▲川辺町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### 公金の安全性および職員

の便宜を図るため、職員が支払うべき自己負担金等を給与から控除できるように改正するものです。  
(全員賛成で可決)

### ▲川辺町消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例

#### 障害者自立支援法の一部

改正に伴う改正で、障害者支援施設および生活介護を定義する条項の繰下げ等が生じたため、所要の改正を行うものです。  
(全員賛成で可決)

### ▲川辺町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う改正で、東日本大震災の被害の甚大さ等に鑑

み、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲を拡大するものです。  
(全員賛成で可決)

臨時財政対策債  
3364万円減額

子ども手当負担金  
3438万円減額  
ほか

## 予算案件

### ▲一般会計補正予算

(第3号)

3294万円を増額し、総額を4億9303万円としました。

#### 主な内容は

給与改定・人事異動・子ども手当給付額変更等に伴う人件費の補正と平成23年度の決算見込額をもとに事業費および財源を補正するものです。

勤労者U・イターン奨励金の交付期間を延長する債務負担行為の補正のほか、県道路改良事業負担事業の増額および臨時財政対策債を減額する地方債の補正も行いました。

歳入では  
・普通交付税  
9638万円増額  
・社会资本整備総合交付金  
348万円増額

・子ども手当  
1700万円増額  
・子ども手当  
3707万円減額  
・特別会計繰出金(国保・介護・下水道)  
2173万円減額  
・人件費  
566万円減額  
ほか  
(全員賛成で可決)

### ▲国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

6841万円を増額し、総額を11億9599万円としました。

#### 主な内容は

平成23年度の決算見込額をもとに各種事業の予算を整理するものです。  
歳入では  
・国民健康保険税  
885万円増額  
・国庫支出金



・ 855万円増額

を6億6188万円としました。

・ 県支出金

433万円減額

・ 繰越金

主な内容は

・ 支払基金交付金

984万円減額

・ 療養給付費交付金

子ども手当給付額変更等による人件費の補正と平成23年度決算見込額をもとに歳入を補正するものです。

・ 一般会計繰入金

409万円減額

・ 共同事業交付金

歳入では

・ 介護給付費準備基金繰入金

624万円減額

・ 一般会計繰入金

繰入では

・ 居宅介護サービス給付費

3508万円減額

・ 914万円減額

・ 木曾川右岸流域下水道維持管理負担金過年度精算分

・ 施設介護サービス給付費

809万円減額

・ 歳出では

・ 一般被保険者療養給付費

701万円増額

・ 2626万円増額

・ 一般被保険者高額療養費

336万円増額

・ 627万円増額

・ 歳出では

・ 特定入所者介護サービス給付費

942万円増額

・ 退職被保険者等療養給付費

・ 人件費

18万円増額

・ 942万円増額

・ 退職被保険者等高額療養費

3276万円を減額し、総額を8億463万円としました。

・ 療養給付費等負担金過年度精算分償還金

・ 2663万円増額

・ 平成23年度の決算見込額をもとに事業費を補正するものです。

・ 2663万円増額

・ ほか

・ 国庫支出金

826万円減額

・ ほか

・ 国庫支出金

826万円減額

・ ほか

・ 国庫支出金

826万円減額

・ ほか

・ 国庫支出金

826万円減額

・ ほか

・ 国庫支出金

826万円減額

# 議会日誌

23年11月～24年1月

## 〔11月〕

2日・全員協議会

4日・可茂町村議会議員研修会

5日・あらたまの日

7日・議会報編集委員会

8日・環境ポスター審査会

10日・小学校音楽会

14日・可茂地域市町村議会議員研修会

16日・全国町村議会議長大会

17日・国保運営協議会

19日・青少年育成の集い

19日～20日

・ ふれあい祭り

21日～22日

・ 市町村議員特別研修会

22日・可茂消防事務組合議会定例会

24日・中濃地域農業共済事務組合議会定例会

・ リニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会、リニア中央エクスプレス建設促進岐阜県議会議員連盟合同会議

26日・社会福祉大会

28日・総務委員会協議会

・ 第3回臨時議会

・ 全員協議会

・ 議会運営委員会

1日・学校給食運営委員会

2日・総務委員会協議会

7日・第4回定例会

8日・全員協議会

14日・介護保険事業計画策定委員会

16日・第4回定例会

・ (最終日)

20日・区長会

・ 生活安全推進協議会

22日・可茂広域行政一部事務組合議会

・ 可茂町村議会議長会

27日・年末夜景巡視

4日・出初め式

8日・成人式

18日・天龍コンボジット視察

20日・岐阜県町村議長会臨時総会

・ 岐阜県町村会との合同懇談会

21日・政権与党国会議員との意見交換会

23日・可茂地域町村行政懇話会

24日・商工会経済講演会

25日・区長さんとの懇談会

・ 議会報編集委員会

30日・介護保険事業計画策定委員会

# 一般質問

## そこが聞きたい! 知りたい!

定例会の最終日に5人の議員が質問に立ち、町政をたどしました。質問と答弁の内容は、次のとおりです。当日の傍聴者は13人でした。

### 問 林業振興と災害対策について

【矢田宗雄 議員】

9月に当町をおそった台風15号は可茂地区に大きな被害をもたらしました。土木・農林合わせて83億円にのぼる被害でしたが、幸いわが町は4600万円と小さな被害でした。被害地視察によって改めて水の恐ろしさを痛感しました。大木をなぎ倒し、大きな石を押し流す自然の猛威に圧倒されました。それと同時に山の荒廃ぶりに心を痛めました。山はうっそうと茂り、いつ人が訪れたのかと思われるほど荒れていました。近年隣接する町村に大きな被害をもたらした土砂災害も戦後植林された山の荒廃が大きな要因となっています。

当町で今一番懸念される災害は土砂災害です。森林環境については、県においても論議が交わされ、住民の森林や環境についての意識が変化しているのを感じています。このような状況の中、町の林業の現状を含めて災害に対する対策について伺います。

### 答 災害に強い森林づくりを進める

【産業環境課長】

木材需要の減少や輸入材の増加によって木材価格は低迷しており、本来の産業としての林業は衰退しています。さらに林業従事者の高齢化・後継者不足などにより、手入れがされていない森林も増加している現状です。林業としての産業が衰

退しても森林の持つ公益的機能（水源かん養、土砂流出防止、温室効果ガス削減等）の維持・保全を行っていくことは非常に重要であると考えています。人工林は天然林とは異なり、成長して行く



納古谷林道9月13日撮影

過程で間伐等の手入れが必要であり、手入れが行われていない森林では、風や雪などの影響で倒れやすくなるうえに、林内が暗く地表付近に他の植物が育たないため、水を蓄える力が弱くなって地表の土が流れやすくなり、豪雨時などは洪水や土砂流出などの災害が発生する恐れが十分に考えられます。このような状況に陥らないためにも間伐等の手入れが重要となるわけです。町の人工林の面積1044haのうち約44%にあたる464haが間伐の対象となる森林ですが、対象となる時期に間伐がされていない人工林も多くあります。

町では、平成19年度から可茂森林組合と連携して間伐が遅れている森林の解消と水源かん養、災害防止等森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、間伐が必要な森林を団地化し、計画的かつ効率的な間伐を推進しています。平成23年度ま



でに間伐の補助事業・国の事業を活用した間伐を約331ha実施しました。

平成24年度以降も引き続き、間伐の補助事業や平成24年に導入することとなっている森林・環境税を財源とする環境保全林整備事業を活用しながら、森林の有する公益的機能が發揮できるよう間伐等の森林整備を進め、災害に強い森林づくりを進めたいと考えています。

### 問 可茂衛生施設利用組合について

【矢田宗雄議員】

可茂衛生施設利用組合が管轄している可茂聖苑は、10月から利用の方法が大きく変わりました。施設が手狭であり利用者の渋滞を避けるため、やむを得ないとは思いますが、一部宗教家から事前に協議や報告がなかったと不満の声もあります。この施設も近い時期に建て替えるとの話もありま

す。その折には是非とも多くの関係者の意見を取り入れられるよう働きかけていただきたい。

### 答 意見が反映されるよう要望していく

【産業環境課長】

可茂聖苑は地域広域行政の一環で昭和44年から白川町と東白川村を除く管内2市6町の共同聖苑として運用が開始されました。現在の火葬炉は8基で、年間約1800件の対応をしており、1日あたり平均5・8件、多い日では13件の火葬対応が行われています。毎年80件前後増加していることに加え、葬儀では12時出棺、14時出棺という午後の対応が極めて多くあり、8基の火葬炉が備えられていても告別室が1つしかないため、利用者の渋滞（長時間待機）が起ることがしばしばありました。そのため、当施設では

既存の8基の火葬炉を円滑・適正に運用するために受付システムの改善を行い、本年10月1日より利用方法の変更を行っています。

この変更点は、火葬炉を有効に活用するため火葬場到着時間を午前8時半から午後2時50分まで20分間隔で区切って受け

付けを行い、1日あたり16件の火葬を可能とした上で、これまで可茂聖苑の受付時間内（午前8時30分～午後5時15分）に限って電話で火葬申し込みを受け付けていたものを組合ホームページを使い24時間受付可能にしたことです。従来は出来なかった夜



可茂聖苑

間なども受け付けできるようにになりました。このシステムの利用はIDおよびパスワードを取得した管内の葬祭業者が行うことになっており、新しいシステム移行前に葬祭業者に説明が行われています。受付状況はホームページの火葬受付システム画面から確認することが出来ますが、管内葬祭業者を利用しない場合はこれまでどおり受け付け時間内に電話と書類による受付が行われています。

それぞれの利用者の齋場到着時間があらかじめ決められているため、これまでの利用者の渋滞（待ち時間）が大幅に緩和されたことに加え、火葬場の予約を行った葬祭業者が発行する受付表が遺族に渡され本町窓口で死亡届と同時に提出されるため、窓口での手続きも大幅に簡素化されています。

現在の施設は建築後28年が経過し、老朽化が著

しいことから、将来施設整備が計画されています。告別室が1ヶ所しかなく利用者の渋滞が発生することなどはかねてからの課題とされており、新整備計画に反映されるものと思います。組合構成市町や住民との意見・情報交換も行われるよう計画されていますので、その折には多くの関係者の意見を拝聴されるよう要望していきたいと思っています。

### 問 中川駅前トイレの土地賃借料免除をJRに働きかけたら

【長尾論議員】

平成22年11月に地域活性化事業としてJR中川駅前トイレが設置されました。川辺町住民はもとよりJR利用者をはじめ多くの方が利用されています。

しかしJRは今年（23年）の8月に構内に常設されていたトイレを撤去してしまいました。その

時点でJRは自社の利用者が町の新設したトイレを使用せざるをえなくなることは明らかに判っていたはず。現在もJR利用者は当然使用されています。

そこで町は百歩譲って、維持管理負担はするとしても土地の賃借料は免除していただいてもよいのではないのでしょうか。JR側へ賃借料の免除を強く要望することはできないのか。

## 答

経緯をふまえ契約に至ったものである

### 【総務企画課長】

この問題については現在に至るまでに10年を超える協議を重ねており、これを踏まえずして判断したり、先方と新たな協議を行うことはできません。このため、まずはこれまでの協議について説明いたします。

JR敷地内の既存トイレについては、相当以前

より「汚い」「現代の生活様式に合わない」「川

辺町の玄関口として不適切」など、かなり辛辣な

ご意見を町内外の方々から承っていました。町と

してはJR担当者に対してJR自らによるトイレ

の建て替えを機会あるごとに強く申し入れてきま

した。これに対してJR担当者からは「検討する

がまず不可能」などの意見が出され、この状態で

数年間押し問答を繰り返した後に、JRの最終見

解として、「JRとしては無人駅のトイレはすべて

撤去する方針である。過去の経緯から中川辺駅

のトイレ撤去は見送っているが、JRとして建て

替える意志はない。」との回答がなされ、JR自

身に建て替えてもらうという当初のプランは断念

することとなりました。なお、JRとしては、J

R利用者には列車内にあるトイレを使っていた

くこととしている旨の説明があったと聞いており

ます。

その後、平成19年頃より町がトイレを新設する

場合にはJRは協力できるのかという協議を担当

者レベルで開始しました。何度か交渉する中

で、まず、駅敷地の使用に関しては「譲渡につい

ては無償は不可能、有償であっても社内の相当

困難」との見解が、賃借に

関しては「有償であれば可能、無償については

先例を調査する。」旨の考

えが示され、その後「無償は先例から社内的に通

らない。その替わりとして賃借条件は最大限配慮

させていただく。」旨の回答を得ていました。

そして、これらの情報

等を総合的に判断して、平成20年度策定の実施計

画に建設事業を計上し、事業は町の正式なプラン

となり、22年12月の完成に至ったものです。な

お、この後においても私自身、JRに対しては無

償化について再要望をしたところではあります

が、残念ながら受け入れられ

るところではありません

でした。

結果として賃借条件については、借り受け面積

算定にあたって建物は実面積分のみ、給排水配管

部分は配管の直径分のみという配慮をいただき、

通常条件では50〜60㎡と算出されかねないところ

をわずか7㎡と契約面積を大幅に圧縮できたた

め、年あたり賃借料8900円という条件となっ

ています。また、駅前広場は従来は固定資産税が

非課税でありましたが、今回の賃貸借部分は23年

度以降は課税対象となる

ものです。有償での賃借という点

については当初は納得できないこともありまし

たが、結果として、このあたりが落としどころと判

断して、契約の運びとしたものであります。契約

は先方との協議の結果、平成51年度末までの約30

年間の長期継続契約としており、現時点では契約

の改定を申し出ることは難しいと考えています。

結果として賃借条件については、借り受け面積

算定にあたって建物は実面積分のみ、給排水配管

部分は配管の直径分のみという配慮をいただき、

通常条件では50〜60㎡と算出されかねないところ

をわずか7㎡と契約面積を大幅に圧縮できたた

め、年あたり賃借料8900円という条件となっ

ています。また、駅前広場は従来は固定資産税が

非課税でありましたが、今回の賃貸借部分は23年

度以降は課税対象となる

ものです。有償での賃借という点

については当初は納得できないこともありまし

たが、結果として、このあたりが落としどころと判

断して、契約の運びとしたものであります。契約

は先方との協議の結果、平成51年度末までの約30

年間の長期継続契約としており、現時点では契約

の改定を申し出ることは難しいと考えています。

結果として賃借条件については、借り受け面積

算定にあたって建物は実面積分のみ、給排水配管

部分は配管の直径分のみという配慮をいただき、

通常条件では50〜60㎡と算出されかねないところ

をわずか7㎡と契約面積を大幅に圧縮できたた

め、年あたり賃借料8900円という条件となっ

ています。また、駅前広場は従来は固定資産税が

非課税でありましたが、今回の賃貸借部分は23年

度以降は課税対象となる

ものです。有償での賃借という点

については当初は納得できないこともありまし

たが、結果として、このあたりが落としどころと判

断して、契約の運びとしたものであります。契約

は先方との協議の結果、平成51年度末までの約30

年間の長期継続契約としており、現時点では契約

の改定を申し出ることは難しいと考えています。

結果として賃借条件については、借り受け面積

算定にあたって建物は実面積分のみ、給排水配管

部分は配管の直径分のみという配慮をいただき、

通常条件では50〜60㎡と算出されかねないところ

をわずか7㎡と契約面積を大幅に圧縮できたた

め、年あたり賃借料8900円という条件となっ

ています。また、駅前広場は従来は固定資産税が

非課税でありましたが、今回の賃貸借部分は23年

度以降は課税対象となる

ものです。有償での賃借という点

については当初は納得できないこともありまし

たが、結果として、このあたりが落としどころと判

断して、契約の運びとしたものであります。契約

は先方との協議の結果、平成51年度末までの約30

年間の長期継続契約としており、現時点では契約

の改定を申し出ることは難しいと考えています。

結果として賃借条件については、借り受け面積

算定にあたって建物は実面積分のみ、給排水配管

については当初は納得できないこともありまし

たが、結果として、このあたりが落としどころと判

断して、契約の運びとしたものであります。契約

は先方との協議の結果、平成51年度末までの約30

年間の長期継続契約としており、現時点では契約

の改定を申し出ることは難しいと考えています。

結果として賃借条件については、借り受け面積

算定にあたって建物は実面積分のみ、給排水配管

部分は配管の直径分のみという配慮をいただき、

通常条件では50〜60㎡と算出されかねないところ

をわずか7㎡と契約面積を大幅に圧縮できたた

め、年あたり賃借料8900円という条件となっ

ています。また、駅前広場は従来は固定資産税が

非課税でありましたが、今回の賃貸借部分は23年

度以降は課税対象となる

ものです。有償での賃借という点

については当初は納得できないこともありまし

たが、結果として、このあたりが落としどころと判

断して、契約の運びとしたものであります。契約

は先方との協議の結果、平成51年度末までの約30

年間の長期継続契約としており、現時点では契約

の改定を申し出ることは難しいと考えています。

結果として賃借条件については、借り受け面積

算定にあたって建物は実面積分のみ、給排水配管

部分は配管の直径分のみという配慮をいただき、

通常条件では50〜60㎡と算出されかねないところ

をわずか7㎡と契約面積を大幅に圧縮できたた

め、年あたり賃借料8900円という条件となっ

ています。また、駅前広場は従来は固定資産税が



いろいろな要望に対して、どこまで近づけることができるのか、その努力が伝わらなければ住民の方々に理解も納得もしていただけないでしょう。

そこで住民からの要望などは主にどのようなものがありますか。またその対応はどのようにされていますか。

### 答 誠意を持って対応している

#### 【町長】

各種団体、あるいは住民の皆様からの要望書については、一部の定型化されたものや、特に軽易なものを除いて総務企画課で一括して受付・とりまとめをしています。その数は、年間数十件ほどで、主な提出者は自治会長さん、PTA会長さん、業界団体の代表さんなどです。また、このほかに「町長への手紙」という形で提出されるもの



町長への手紙投函箱

が同じく数十件あり、こちらはほとんどが個人の方のご意見です。なお、これらの数には口頭などによる要望は含めておりません。

内容については、具体的なものから抽象的なもの、現実的な提案から夢のような話まで実に様々です。少し詳しく申し上げますと町道、側溝の改良、横断歩道の設置などが比較的多いのですが、

が要望しているような事案、あるいは全国的な問題に対するご指摘や提案などもあります。なお、ご要望・ご意見には匿名によるものも少なからず含まれています。

受付をした要望書等は私や参事、総務企画課長の回覧を経て、所管課長に指示とともに回付をしております、原則として具体的な対応なり、回答実施なりの対応をしているほか、場合によっては県などとも調整させていただいています。もちろん要望が実現困難な場合にもその理由や代替方法などできる限り説明をさせていただいていますが、匿名で出てくるものについては当然ながら回答を行うことができません。

実際のところ、匿名で出てくるご意見の方が発想が大胆なものやユニークなものが多いため、本来であればこういったものほど、その理由や考え方、具体的手法などを伺うなどの対応の上でその

実現の可能性を検討、あるいは実施できない理由の説明などに努めるべきところですが、いかにせん手の打ちようがありません。

住民の皆様方との対話という議員のお考えについては私も全く同様に考えており、要望等についてはできるだけ誠意を持って対応を行う必要があると考えています。なお、対応の遅れや不適切な対応等お気づきの点がございましたら何卒、ご指摘、ご指導いただけますようお願い申し上げます。

### 問 地下砂利採取と の埋め戻し用土と 井戸水の検査を

#### 【長尾論議員】

町内各所で砂利採取業者により農地が掘り起こされ地下に堆積している砂利が採取されています。地下資源の活用と見れば有効な事業であることは認めますが、砂利採取あとの埋め戻し用土は、

どこからどのように運び込まれているのか。地中に埋められてしまう土であるが故に不安になります。放射能汚染土ではないにしても万が一のことを考えて、埋め戻しされる土の検査と周辺民家の井戸水の水質検査を是非実施していただきたい。

### 答 誠意ある対応を要請していく

#### 【産業環境課長】

町内における砂利採取の現場は現在中川辺2か所、西栃井1か所として福島3か所の合計6か所があります。そのうち2か所は事業完了、1か所が埋め戻し作業中であり掘削中は3か所となっています。

砂利採取法では、砂利採取についてその事業を行う者の登録、採取計画の認可その他の規制を行って砂利の採取に伴う災害を防止し、合わせて砂利採取業の健全な発達に

資することが目的として明記されています。

この法律に基づき県では業者の登録を行うほか、採取事業計画の認可申請があつた場合に、砂利採取が他人への危害を及ぼす場合、公共施設が損傷する場合また他の産業の利益を損ずるなど公共の利益に反する場合以外には認可を行い、事業が開始されると進捗状況等を確認する定期検査による指導、事業完了検査などを行います。一方市町村の責務としては砂利採取事業により災害が発生する恐れがある場合に認可者（県知事）に対して措置を講ずるよう要請ができることとなっています。

実際に町が行っているのは事前の確認・指導のほか、県が行う月1回の現場立ち入り検査への同行、住民からの苦情・要望について県へ報告し、事業者へは是正措置をとっていただくようにしています。

埋め立てに伴う土砂の  
検査については、「岐阜  
県埋め立て等の規制に關  
する条例（埋め立て条  
例）」に規定があり、当  
該土砂がこの物かにつ  
いては土砂の採取責任者  
が発行する採取元証明書  
が、その土砂に混合物が  
あった場合は環境基準に  
適合していることを証明  
する証明書を提出させる  
ことになっています。

井戸水の検査について  
は、原則として管理者の  
管理のもとに実施してい  
ただくことになっていま  
す。しかし、水質検査の  
結果がよくないものとき  
れた場合であってもその  
原因が砂利採取事業が原  
因であるかどうかの判断  
は難しいのではと思われ  
ます。砂利採取事業につ  
いてはあくまでも民間と  
民間の契約に伴う経済事  
業活動ではありませんが、  
今後とも住民の方より苦情  
や相談等があれば、町民  
の不安に対し事業者にお  
いて誠意ある対応を行っ  
ていただくよう県を通じ

て要請するなどの対応を  
続けていくことにしてい  
ます。

## 問 現政権について

### 【桜井真茂議員】

野田総理大臣に代わ  
り、その下で国会議論が  
なされ補正予算等が次々  
と可決されています。

東日本大震災後の復興  
も含めて様々な要因が重  
なっている現在の政局に  
おいて、今後実施される  
であろう政策を考える  
に、マニフェストで大  
反対をしていた消費税の  
値上げ、日本郵政の株式  
を保有したまま他に財源  
を求めたごときの増税、  
将来に負担を強いるであ  
ろう復興国債の発行など、  
確固たる信念で進め  
なければならぬはずの  
諸施策が政局の狭間で揺  
れ動いているように感じ  
ます。

原発の件については9  
月議会においても原発を

持つ福井県美浜町との交  
流を遮断すべきと申し上  
げ、その後マスコミにお  
いても取り上げられたと  
おり、美浜町で明確にで  
きないところから10億円  
の歳入があり、この金額  
は川辺町の一般会計の約  
4分の1に相当する金額  
であり、原発の見返りが  
十分にあると思います。

同じ日本国民として災  
害や事故は共感するもの  
が大であり、原発のある  
町村を批判するものでは  
ありませんが、今後被災  
地以外の地域に放射能物  
質を含んだガレキを分散  
することや、各県、市町  
村への交付金が少なくな  
ることが懸念されます。

国の施策によって地方  
が影響を受ける状況が生  
じたとき、町長はどのよ  
うな信念、信条を持って  
政策を展開するつもりで  
すか。町長の抛り所とす  
べきは何なのかをお聞か  
せ下さい。

## 答 郷土川辺こそ思考の 原点、抛り所である

### 【町長】

2年前の総選挙により  
政権交代がなされ、それ  
までの政治行政の継続  
性・連続性を断ち切るか  
のような諸施策が提案さ  
れました。その後、平成  
22年7月11日の参議院議  
員選挙により、参議院に  
おいて与野党が逆転し、  
衆議院の優越が認められ  
る予算案を除いて衆参両  
院で異なった議決がなさ  
れるなど、国会は機能不  
全に陥りました。医療・  
介護・子育て支援・年  
金・福祉・社会保障・教  
育・雇用・景気回復・外  
交・防衛など、様々な問  
題が山積するなかで、霧  
島山新燃岳噴火・各地の  
ゲリラ豪雨による土砂災  
害、そしてこのたびの東  
日本大震災など、自然災  
害にも見舞われ、いまや  
日本は、荒れ狂う大海の  
中で、右に左に漂う木の  
葉船といったは、言い過

ぎでしようか。  
しかれども、この国こ  
そ我々が住む日本であり  
ます。我々が生まれ、生  
活し、やがてその土に帰  
る、愛する祖国なので  
す。ならば、夢のもて  
る、誇りある日本であつ  
てほしいと思います。世  
界中の人々から尊敬され  
る日本になつてほしいと  
思います。そして、その  
日本の面積、人口のおよ  
そ1万分の1が、我が愛  
する郷土・川辺町です。  
このふるさと川辺こ

そ、私の抛り所でありま  
す。私の思考の原点であ  
り、政策・施策の根幹で  
あります。

人口わずか1万1千人  
の小さな自治体ではあり  
ますが、互いに肩を寄せ  
合い、そうして、昨日よ  
りも今日、今日よりも明  
日をより良いものにした  
い、それが私の願いであ  
り、皆様の願いでもある  
と信じます。

従いまして、国におい  
て展開される諸施策につ  
いても、注意深くこれを

見守りながら、川辺町民  
に不利益を与えぬか否  
か、心を配り、必要に応  
じて国に対しても地方の  
声を訴えていく覚悟で  
す。地元選出の国会議  
員、県会議員とも連絡を  
密にし、周辺市町村、県  
とも連携を深めながら、  
川辺町の声を届けていき  
たいと思います。

## 問 ささゆりクリーン パークでの放射能 検出について

### 【桜井真茂議員】

ささゆりクリーンパー  
クでは、可茂管内の一般  
廃棄物を処理しています  
が、その灰の中から放射  
線量合計23ベクレルが検  
出されたと報告を受けて  
います。東日本大震災の  
影響を受けての数値なの  
か、追跡調査もできず大  
変難しいかと思えます。  
しかし廃棄物は毎日の  
ように燃やされ灰となる  
わけで、その汚染された  
灰をどのように処理して  
いるのかお尋ねします。



また、今後においてはごみ搬入時の簡易検査等を行い追跡調査されるべきかと考えますがいかがですか。

### 【答】引き続き注視していく

実施したとの内容でした。焼却灰はどのように処理しているかとのご質問ですが、数回の焼却工程を経て最終的に排出される「飛灰」は、外部委託により一部をリサイクル業者へ、残りを群馬県の実

民間管理型最終処分場へ搬出し埋め立て処分を行っています。搬入時の簡易検査の実施については、当組合では特に予定していないとのことでした。理由としては、焼却灰の基準である1kg当たり8000ベ

クレルを大きく下回っていること、今回検出された値は非常に低い放射能濃度が溶融処理によって凝縮された結果の値であること、そして震災地からの廃棄物は搬入していないことです。

なお、微量であっても放射性物質セシウムが検出された原因については、福島第1原発事故の影響による可能性は考えられますが、外国の過去の核実験や原発事故の影響も否定できるものではなく、断定することはできません。

が、個人または団体が同じ地点で測定した結果が、発表された放射能数値と異なっていたのをテレビで拝見しました。福島近隣では除染作業が進む中、子ども達に放射線量計を持たせていますが、我が町においても少なくとも、保育園、小学校、中学校の合わせて7基は放射線量計を持ち検査されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

### 【産業環境課長】

可茂衛生施設利用組合によるゴミ焼却灰の放射能濃度測定結果については、当組合からの報告に基づき9月に報告をさせていただきました。ゴミ焼却灰の最終段階で排出される溶融飛灰から放射性セシウム134がkgあたり11ベクレル、セシウム137が同12ベクレル検出されたこと、この数値は一般廃棄物最終処分場で埋め立て処分ができる焼却灰の基準として環境省が定める8000ベクレル/kgを大きく下回るごく微量であったこと、そしてこの測定は灰の最終処分場のある群馬県草津町長からの依頼で

## ささゆりクリーンパーク



可茂衛生施設利用組合を構成する市町村として、今後も引き続き注視をしていきます。

【教育課長】現在のところ、この川辺町での福島原発に起因する被害については考えにくいところですが、細胞の活性が顕著な乳幼児、児童、生徒など若い子ども達が心配なのは、親をはじめ町民の皆様の関心ごとと理解しています。川辺町としては、現在放射線量計は所有してお

らず、実態については分からないのが現状です。また、一般的に時間とともに放射性物質がたまりやすいといわれる草地や排水口などで、周囲より相対的に高い線量率を示す、いわゆるホットスポットといわれている地点など、実際どうなのか不安要因でもあります。安心安全であるかを把握し、不安を解消することは必要と考えており、放射線量計の購入と調査については検討していかなければならぬと考えています。特に保育所、学校および子どもの利用する施設関係については少なくとも調査しておくべきであると考えています。

### 問 放射線量計について

#### 【桜井真茂議員】

福島原発事故で放出されている放射能は政府発表では人的被害のない数値と報道されています

したがって、試験的に線量計を購入し、教育委員会が管理している施設を中心として必要に応じて順次計測していくことになると考えています。また、調査対象地は園庭、校庭の空間線量率と、ホットスポットの状況を把握するための表面

汚染を検知することのできる放射線量計の購入を検討しています。

なお、放射線量計については、事故以来需要が急増したため、信頼性のある機器が不足しており、製造国も機種も多種多様で、かつ価格も1千円から数万円、簡易なものでは1万円以下のもので、また、新たに開発、販売を始めたもの、被災地や関東方面ではホームセンターやコンビニで販売されるものなど様々です。現在も機種などについてはピックアップしつつ、在庫状況を見ながら、また改良型などの動向を調べながら検討中です。

## 問 避難所について

【佐伯雄幸 議員】

9月20日から21日にかけて台風15号が川辺町にも大変な被害を残してしまいました。川辺町には大小さまざまな河川があ

り、9本の河川に被害が出ました。思い起こせば昭和43年の8・17豪雨、その時の総雨量は320㎜でした。それに劣らないほどの雨が降りました。河川のそばに住んでおられる上川辺地区、下麻生地区の皆さんはどんな思いでおられたのか。自主避難された方もいます。その時の広報無線で

は避難所は、北小学校体育館と放送されました。ハザードマップには北部公民館も指定避難所になっていますが、なぜその時北部公民館を指定されなかったのか。雨の中北小学校体育館まで行くというのは、下麻生区民の方には非常にづらいところがあります。まして高齢者の方々もおられません。



北部公民館

ハザードマップを見れば北部公民館は急傾斜危険区域、土石流危険区域の近くにあるから、その時避難所としては適さなかったのか。北部公民館ほど立派な建物は他から見てもありませんが、なぜ避難所として指定されなかったのかお聞きします。

## 答 状況を判断して指定、反省点もある

【総務企画課長】

本年9月20日から21日にかけて、台風15号の影響による大雨により、本町でも近年にない被害が発生しました。特に、20日の14時から16時までの2時間に100㎜近い降雨があり、15時40分には土砂災害警戒情報が発令されました。

これにより、町災害対策本部では、下麻生、上川辺、下飯田、比久見、下吉田地区に対し避難勧告を発令し、下麻生、上川辺地区の住民の皆様

避難所として、北小学校体育館を開設させていたいただきました。

避難所の開設場所や開設数は災害の種類によって大きく変わると考えています。開設にあたっては、避難所およびその周辺に異常がないかを点検する必要があります。また、避難開始のタイミングに遅れないように開設することや災害が発生した時に安全が確保できる避難所を選定し、避難所担当職員を避難所に派遣して開設することになります。しかし、今回の豪雨では、住民からの一報に対し、多くの職員が土のう積みや道路への土砂流失防止対策などに追われており、避難所開設を行ういとまが無かったことから、職員や先生等が勤務している施設を中心に避難所を開設することとしたもので、開設後に担当職員を派遣する結果となつてしまふ大きな反省点であると考えてい

ます。下麻生地区には、町指定避難所として北部公民館、臨時避難所として第4地区公民館を位置付けております。北部公民館については、土砂災害警戒区域内にあり、土砂災害警戒情報の発令という点、住民からの一報が下麻生方面が多かったことや北部公民館周辺の状況把握等が出来ないという観点から避難所として指定しなかったものです。一方、第4地区公民館につきましては、区長様をはじめ区の役員の皆様方の対応とご協力により、避難所として開設していただき、16名の方が避難し一夜を過ごされ、自主防災組織の一端を担っていただきましたことにつきましては、深く感謝申し上げます。幸いなことに今回の豪雨・台風による人的被害はありませんでしたが、今回のような災害を教訓として、行政内部の危機管理体制を見直すとともに、災害や状況に応じた避難所開



設の基準やマニュアルを

整備し、普段から町民の  
皆様にも分かりやすく情  
報提供することが重要と  
考えています。また、大  
きな災害になればなるほ  
ど、役場、消防署、警察

などの行政機関は、すぐ  
駆けつけることはできま  
せん。いざという時に頼  
りになるのは、ご自身や  
ご家族、さらには地域の

方々ですので、自主防災  
組織の設立と日頃からの  
訓練、危険個所の把握、  
非常食の備蓄や非常持ち  
出し品の確保など、家庭

や地域でできることに一  
層のご理解とご協力をお  
願ひいたします。

した。

その制度案は、県民税  
均等割に上乘せして、個  
人年額1千円、法人現行  
の均等割額の10%相当額  
を増額します。

確かに、森林・水源を  
守ることは大切でありま  
すが、今、国は東日本大  
震災・福島県の原子力発  
電所事故の復興財源とし  
て、所得税などの増税を  
検討しています。電気料  
の値上げもあるかも知れ  
ません。消費税の値上げ  
も議論されています。

増税額の多い少ないの  
判断は、各家庭の経済状  
況により異なりますが、  
町民生活に他の制度の負  
担増と合わせて影響を及  
ぼすこととなります。

また、24年4月からの  
導入となると住民はどこ  
まで理解されているでし  
ょう。先月、県のパンフ  
レットが各家庭に配布さ  
れましたが、そのほか今  
後、県や徴収窓口となる  
町は、住民にどう説明を  
されるでしょうか。

川辺町議会は、9月の

定例会で「森林環境税

は、都道府県単位でなく  
広域的（国レベル）  
に」、「導入にあたって  
は説明責任を十分果た  
す」との内容で「導入に  
は慎重な対応を求める意  
見書」を可決し、県知事  
に提出しています。

以上のようなことか  
ら、町長に、森林・環境  
税導入にあたっての考え  
を伺います。

昨日（12月15日）閉会  
した第5回岐阜県議定会  
例会において森林・環境  
税条例が可決成立しまし  
た。今後5年間の概算で  
約60億円、年平均12億  
円が予定されています。課  
税期間は5年間とし、5  
年後に効果等を総合的に  
見直すこととされていま  
す。

本件について川辺町議  
会からは、9月29日付け

で「森林・環境税の導入  
に慎重な対応を求める意  
見書」が、また岐阜県町  
村会からは10月21日付け  
で同趣旨の「清流の国ぎ  
ふ森林環境税に関する提  
言」が提出されました。

町村会の意見聴取に対し  
て私も同趣旨の意見を提  
出しております。

今回、森林・環境税条  
例が制定されたわけです  
が、意見書にもあったと  
おり、その導入時期が適  
切であったか否か、県民  
への説明責任が果たされ  
ているか否か、いまだ疑  
問が残ります。ただ決定  
された以上は所期の目的  
が達成されるよう岐阜県  
とともに、町民皆様に周  
知徹底を図り、あわせて  
今後5年間の事業効果等  
を慎重に見守っていきたく  
と思います。山林荒廃  
による水源涵養機能・保  
水機能の低下が土砂災害  
を招き、多くの被害を惹  
起せしめたのは議員ご指  
摘のとおりでございます  
。本税が有効に活用さ  
れ、美しき木の国、山の

国、清流の国ぎふが蘇る  
よう願っております。

などで、職員に町長と  
しての所信を延べてお  
られるかと思えます  
が、町長が、今職員に  
求めるのは、期待され  
るのは何か。

②職員は行政・法政・財  
政事務能力、いわゆる  
机上能力は昨今特に向  
上していると感じます  
が、その反面、企画  
力・創造力・住民ニ  
ズの的確な把握といっ  
た面は劣化してきてい  
ると感じます。劣化で  
なく見えてきていない  
かも知れませんが、  
地方分権の影響を受け  
た事務量の増加、各種制  
度の多種・多用・複雑  
化、職員数の減など、事  
情は理解できますが、こ  
れからの地方自治体職員  
は、より住民のニーズを  
的確に把握・理解をし、  
地方主権時代での活力あ  
る町づくりを司る執行事  
務者にならなければなり  
ません。

### 問

森林・環境税の導  
入はどう考えられ  
るのか

【佐伯和昭議員】

県は、森林のみならず  
水環境の保全、地球温暖  
化の防止など、広い意味  
での環境の保全という観  
点で、森林環境税の導入  
を12月県議会で決定しま

### 答

事業効果を慎重に  
見守っていく

### 町長

昨日（12月15日）閉会  
した第5回岐阜県議定会  
例会において森林・環境  
税条例が可決成立しまし  
た。今後5年間の概算で  
約60億円、年平均12億  
円が予定されています。課  
税期間は5年間とし、5  
年後に効果等を総合的に  
見直すこととされていま  
す。

本件について川辺町議  
会からは、9月29日付け

### 問

町長は職員に何を  
期待され、何を求  
められているのか

【佐伯和昭議員】

地方分権推進法の創設  
により、今後益々地方の  
主権が強まってきていま  
す。

今まで、地方自治体が  
事業を行う場合、ほとん  
どの事業は国の基準に従  
い行われてきました。い  
わゆる紐付き、色つき補  
助金でした。

しかし、これからは地  
方で企画・立案・設計・  
事業実施を行わなければ  
なりません。当然、財政  
運営も、今まで以上に  
「経営能力」が必要とな  
ってきます。議会も当然  
ですが、特に町長には経  
営能力、職員には企画  
力・創造力などの能力も  
強く求められます。

そこで2点について伺  
います。

①町長は、新年の互例会

そのためには、県内や  
近隣市町村の現状だけで  
はなく、広く世界までと

今は申しませんが、先進地の情報を得て、創造性を高め、企画力を身につけるため、国内優良市町村への派遣も必要と考えますが、町長の考えを伺います。

## 答 人材育成のために職員研修に力を注ぐ

### 【町長】

分権改革のねらいは、自治体が住民主導の個性的で総合的な行政を実現していくことです。自分たちで考え、企画立案し、執行し、その結果に責任をとっていく。加えて、行財政改革の一環として職員数は削減され、少数精鋭が求められています。さらに、このたびの東日本大震災で多くの貴い犠牲を引き替えに、数々の教訓を学びました。役場庁舎が流され、戸籍・住民基本台帳・選挙人名簿等々、大切な記録を失い、仲間の職員も犠牲になる。何もなくな

ってしまった。そのような過酷な状況において、不眠不休、自らの家庭を顧みることなく、災害対策本部において住民のために粘り強く業務を遂行する。その仕事も、避難所の皆さんが何を願い、どうすれば最も効果的かを、即断即決で自ら考えて行動し続ける姿であり

ました。こういったことから、いま職員に望みたいことは、まず健康であること、いかなる仕事でも倦まず弛まず遂行できる強靱な精神力を持つことです。突発的な災害や事故にも向かっていける健康な体力・気力・精神力を望みます。



職員研修の様子（中央公民館）

つぎに、感覚を研ぎ澄まし、的確に住民ニーズを把握することです。町民皆様と直に接触する現場へどんどん飛び出し、話を聴き、求められる事業をみずから考え出す力を培ってほしいと思います。さらに、自らが行った活動に責任を持つこと、わかりやすく説明できる能力を身につけてほしいと思います。現実には限られた財源と人手の制約、公平性の確保、法令遵守などのため、すべての要望に応えることは困難です。そういったときにも、誠意をもって状況説明ができること。「満足」ではなく、「理解」「納得」が得られるよう努力する職員を求めます。

最後に、困難な問題に直面してもあきらめず、どうすればその問題を乗り越えることができるのかについて正面から取り組み、悪戦苦闘する職員を目指してほしいと思います。自治体では、与えられた仕事をよりよく出来るという意味での有能さ

はもちろん、単位組織の内外の状況を的確に認識し、新たな政策課題を発見し、その解決策を考案することで「挑戦」する意欲と能力も重要です。課題挑戦型の職員が一人でも増えてくるよう望んでいます。

2点目の職員研修に関しては、現在、派遣研修として3名の職員を岐阜県および美濃加茂市に派遣しています。そのほか一般研修として、新規採用職員研修・一般職員研修・中堅職員研修・係長級職員研修・課長補佐級職員研修・定住自立圏職員合同研修を行い、さらに特定の課題解決・能力育成のために、特別研修を受講させていますが、今後さらに、職員研修、職員派遣の機会を増やすよう努めていきたいと思っています。

**編集後記**  
期間を定めて開催される定例会は、臨時会を除いて毎年3月、6月、9月、12月の4回あり、議案に対する質疑、討論、採決の流れで行われ、最終日には各議員から提出された一般質問に対して執行部からの答弁があります。  
各定例会の傍聴者は毎回わずかです。もつと多くの方々が傍聴されることを望んでいます。  
傍聴された皆さんからの生の声が議会の原動力となり、また町政全般の発展エネルギーとなります。  
次の定例会は3月上旬に開催予定です。是非お出かけ下さい。